

豊田市水道承認分担金工事における補助金代理受領に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市水道承認分担金工事補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、当該補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、水道承認分担金工事に係る工事等を行う者が補助対象者の委任を受け当該補助金を受領する（以下「代理受領」という。）手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語は、要綱において使用する用語の例による。

(届出)

第3条 水道承認分担金工事補助金の受領において、代理受領を利用しようとする補助対象者は、豊田市水道承認分担金工事補助金交付申請書の提出と同時に代理受領届出書（様式第1号）を事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(届出確認の通知)

第4条 管理者は、前条の規定による届出を受けた場合、その内容を確認のうえ代理受領届出確認通知書（様式第2号）により補助対象者へ通知するものとする。

(届出内容の変更等)

第5条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けた後において、届出内容を変更（中止しようとする場合を含む。）する場合、代理受領届出変更届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出を受けた場合、その内容を確認のうえ代理受領届出変更確認通知書（様式第4号）により補助対象者へ通知するものとする。

(補助金の代理受領)

第6条 第4条又は第5条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、要綱第10条第1項による補助金額の確定に係る通知を受けた後、豊田市上下水道局指定請求書の提出と同時に、代理受領に係る委任状（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。ただし、代理受領の計画を中止しようとする場合は、この限りではない。

2 管理者は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、補助対象者から委任を受けた水道承認分担金工事に係る工事等を行う者（以下「受任事業者」という。）へ補助金を交付するものとする。

(代理受領の取消し)

第7条 管理者は、補助対象者又は受任事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、代理受領を取り消すことができる。

(1) 水道承認分担金工事補助金の交付決定を取り消した場合

- (2) 代理受領届出確認通知書又は代理受領届出変更確認通知書を補助対象者が受領したことを確認できない場合
- (3) 虚偽の届出その他の不正行為が判明した場合
- (4) 法令又はこの要領に違反した場合
- (5) その他管理者が代理受領の利用を不適當と認めた場合

(書類の保管)

第8条 代理受領を利用した補助対象者及び受任事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施工期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 令和9年3月31日以前にこの要領の規定に基づき届出がなされた代理受領に係る手続については、なお従前の例による。

4 第8条の規定については、令和9年3月31日後も、なおその効力を有する。